

令和7年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託

公募型プロポーザル方式実施要領

令和7年4月

龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課

1. 業務概要

(1) 件名

令和7年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託

(2) 目的

本実施要領は、令和7年2月に策定した『龍ヶ崎市地域ブランディング事業方針』に基づき、本市の地域ブランディングを展開するため、「龍を活用した本市のイメージ構築」を支援・推進する事業者(以下「受託者」という。)を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務内容

別添仕様書を基礎に、提案内容を踏まえ協議の上決定する。

(4) 履行場所

龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課

(5) 履行期間

契約の日から令和8年3月31日まで(ただし、検査期間10日間を含む。)

2. 提案限度額

4,500,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公募開始の日から契約締結日までにおいて、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当していないこと。
- (3) 令第167条の4第2項の規定により、市の入札参加制限を受けていないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、該当手続を開始後、裁判所の再生計画の決定を受けていること。
- (6) 民事執行法(昭和54年法律第4号)に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (7) 龍ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年龍ヶ崎市条例第23号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。

- (8) 龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号。以下「規定」という。)第37条若しくは第38条又は龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団の排除対策措置要綱(平成20年龍ヶ崎市告示第17号)第3条第2項の規定による指名停止の期間内でないこと。
- (9) 暴力団員が実質的に経営を支配する者その他これに準ずる者として警察から排除要請があった者であって、当該排除要請が継続しているものでないこと。
- (10) 国税(法人税、消費税及び地方消費税)及び市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税)の未納額がないこと。ただし、市税については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に限るものとする。
- (11) 過去3年度以内(令和4年度～令和6年度)に、国・地方公共団体又はそれに準ずる団体が発注者とし、地域ブランディングに関する同種の業務について、元請として受注した実績があること。同種の業務とは、地域ブランディングに関する総合的な計画・構想の策定支援やそれらに関連するブランディング構築業務をいう。

4. 全体スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公募の受付開始(公表) | 令和7年4月11日(金) |
| (2) 質問の受付期限 | 令和7年4月18日(金)午後5時まで |
| (3) 質問の回答期限 | 令和7年4月23日(水) |
| (4) 参加申込書の提出期限 | 令和7年5月7日(水)午後5時まで |
| (5) 参加資格要件の審査結果通知 | 令和7年5月9日(金)(予定) |
| (6) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年5月23日(金)午後5時まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和7年5月下旬(予定) |
| (8) 審査結果の通知及び公表 | 令和7年6月上旬(予定) |
| (9) 契約の締結 | 令和7年7月上旬(予定) |

5. 仕様書等に関する質問の受付及び回答

- (1) 提出書類 質問書(様式第1号)
- (2) 提出期限 令和7年4月18日(金)午後5時まで
- (3) 提出方法 電子メールにより提出するものとし、提出後、提出先に電話連絡を行うこと。
- (4) 提出先 龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課
E-mail hisyo@city.ryugasaki.lg.jp
TEL 0297-64-1111(内線369)
- (5) 回答日 令和7年4月23日(水)
- (6) 回答方法 市公式ホームページにおいて公表する。
- (7) 留意事項

- ① 提出期限後及び提出方法以外の方法での質問については受付及び回答しない。
- ② 同様の質問が多数あった場合には一括して回答する。
- ③ 質問者の商号は公表しない。
- ④ 本プロポーザルの公正な実施に支障が生じる恐れがあると市が認めた質問については回答しないことがある。
- ⑤ 質問の回答は実施要領と同等の効力を持つものとする。

6. 参加申込書の受付

(1) 提出書類・必要部数

- ① 公募型プロポーザル方式参加申込書(様式第2号) 正本1部、副本2部
- ② 添付書類 正本1部、副本2部
 - ア 会社概要書(様式第3号)
 - イ 受注実績書(様式第4号)
 - ウ 業務実施体制調書(様式第5号)
 - エ 業務責任者調書(様式第6号)
 - オ 再委託調書(様式第7号)※協力会社等に再委託する場合、添付すること。
- ③ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 1部(正本に添付)
- ④ 国税の納税証明書(その3の3) 1部(正本に添付)
- ⑤ 納税証明書(未納税額のない証明・法人用(様式第8号)) 1部(正本に添付)
※龍ヶ崎市役所本庁舎1階税務課にて証明書を取得すること。

(2) 提出期限 令和7年5月7日(水)

- 郵送の場合は午後5時必着
- 持参の場合は午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法 提出先への持参又は郵送

(4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課

(5) 留意事項

- ① (1)④及び⑤については、提出日から3ヶ月以内の発行日のものとする(写し可)。なお、⑤については、事業所が龍ヶ崎市内にある場合に提出すること。
- ② 添付書類等にはインデックスを付し、A4サイズファイルに綴じ込むこと。

7. 参加資格要件の審査及び結果の通知

- (1) 参加申込書を提出した者(以下「参加申込者」という。)の参加資格要件を審査し、審査結果を参加申込者に通知する。なお、審査結果の通知は、令和7年5月9日(金)を予定している。
- (2) 参加申込者のうち、参加資格要件を満たす者が4者以上となった場合には、「評価基準」

に基づき、参加申込書の添付書類について、1次審査(評価)を行い、企画提案の審査を行う3者を決定し、通知する。なお、参加資格要件を満たす者が1者以下である場合には、「10.企画提案の審査」において添付書類の評価を行うものとする。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類・必要部数

① 公募型プロポーザル方式企画提案書等提出届(様式第10号) 正本1部、副本9部

② 添付書類 正本1部、副本9部

ア 企画提案書(任意様式)

イ 見積書(様式第9号)

(2) 提出期限 令和7年5月23日(金)

- 郵送の場合は午後5時必着
- 持参の場合は午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法 提出先への持参又は郵送

(4) 提出先 〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地

龍ケ崎市総合政策部秘書広聴課

(5) 企画提案書等の記載方法

① 企画提案書

ア 企画提案書はA4サイズとし、両面30ページ以内とすること。

イ 記述内容はできる限り平易な言葉を用い、専門的な知識を持たないものでも理解できるように専門用語や略語は控える配慮をするなど、提案内容のわかりやすさを重視すること。

ウ 記載に当たって図や表及び写真を用いることは差し支えないが、いずれもページ数に加えるものとする。ただし、表紙はページに含めないものとする。

エ 企画提案書は、「令和7年度龍ケ崎市ブランディング戦略推進支援業務委託仕様書」の内容を踏まえ、仕様概要書の趣旨や目的を十分に理解した上で、具体的かつ実現可能な提案を記載すること。

② 見積書

ア 見積書(様式第9号)には、消費税及び地方消費税相当額を控除した額を記載すること。

(6) 留意事項

① 企画提案書のフォントサイズは、注釈等を除き、原則として10.5ポイント以上で作成すること。

② 企画提案書等の目的と効果が明確となるよう記載すること。

③ 企画提案書等の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。

④ 企画提案書等の提出を辞退する場合には、辞退届(様式第11号)を提出すること。

- ⑤ 提出期限までに企画提案書等が提出されない場合には、企画提案を辞退したものとみなす。

9. 企画提案の審査

(1) プロポーザル選定委員会

本プロポーザル方式における適正な審査を実施するため、「令和7年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託公募型プロポーザル選定委員会」(以下「プロポーザル選定委員会」という。)を設置し、企画提案書等を提出した者(以下「提案者」という。)のプレゼンテーション及びヒアリング(以下「プレゼンテーション等」という。)及び企画提案内容について審査及び評価を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

① 実施日時等

ア 実施日 令和7年5月下旬(予定)

イ 実施場所 茨城県龍ヶ崎市3710番地 龍ヶ崎市役所(予定)

※詳細は、提案者に別途通知する。

② 留意事項

ア 提案者は、企画提案内容について具体的に説明するものとし、正誤訂正を除き、企画提案書等に掲載された事項以外の説明は認めない。また、追加資料の配布も禁止する。

イ 制限時間は40分以内とし、内訳は、事前準備(10分以内)、プレゼンテーション(20分以内)、ヒアリング(質疑応答)(10分以内)とする。なお、プレゼンテーション等の終了後は、速やかに後片付けを行うこと。

ウ 出席者は3名以内とし、原則として業務責任者が説明者となること。

エ プレゼンテーション等に必要な準備(パソコン等の機器)は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及び接続するケーブル(HDMIケーブル)は本市が準備する。

オ プレゼンテーション等の順番については、企画提案書等の受付順とする。

カ プレゼンテーション等は、非公開とする。

キ 不測の事態等により、プレゼンテーションの実施が困難であると判断した場合には、書類審査のみとする場合がある。

ク その他、詳細について、原則として市の指示によるものとする。

(3) 審査の実施

プレゼンテーション等及び企画提案の内容について、「評価基準表」に基づき、審査(個別評価)を行う。

(4) 優先交渉権の選定方法

ア 「評価基準」に基づく統一評価と個別評価を合算し、総得点第1位の者を優先交渉権者として選定する。また、総得点第2位の者を次点の優先交渉権者として選定する。

- イ 総得点第1位の者が2者以上いる場合には、プロポーザル選定委員会において、優先交渉権者となる1者を選定する。
- ウ 業務の質を担保するため、評価における最低基準点(60点/100点満点)を設けるものとし、最低基準点未満の評価であった者は、総得点が第1位であっても、優先交渉権者として選定しない。
- エ 提案者が1者のみの場合でも審査等を実施し、最低基準点以上の評価となった場合には、優先交渉権者として選定する。

(5) 評価基準

別添、令和7年度龍ヶ崎市ブランディング推進支援業務委託公募型プロポーザル方式評価基準表に基づき実施する。

10. 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

提案者に対し、審査結果を通知する。なお、審査結果の通知は、令和7年6月上旬を予定している。

(2) 優先交渉権者の公表

審査結果の通知後、市公式ホームページにおいて、以下の事項を公表する。

ア 件名

イ 優先交渉権者及び次点の優先交渉権者の商号

11. 協議・契約

市は、優先交渉権者の企画提案を踏まえ、優先交渉権者と仕様書について協議を行ったのち、見積書を徴し、予定価格を下回った場合、随時契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者と協議及び契約が調わない場合には、次点の優先交渉権者と協議及び契約を締結することができる。

12. 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った参加申込又は企画提案は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載を行った者
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) 提案上限額を超える見積額を提示した者
- (4) プレゼンテーション等を欠席した者又はプレゼンテーション等の開始時間から10分以上遅れて参集した者
- (5) 契約締結日までに参加資格要件の欠いた者

13. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る書類作成等の一切の経費は、参加申込者又は提案者の負担とする。
- (2) 市へ提出された書類は返却しない。
- (3) 原則として、書類提出後の差し替え、修正等は認めない。
- (4) 市は、提出された書類について、プロポーザル方式の実施のために使用又は複製することができる。
- (5) 提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- (6) 書類の提出にあたり、必要な著作権等の手続きは、提案者が行う。
- (7) 参加申込者又は提案者は、複数の参加申込又は企画提案を行うことができない。
- (8) 市は、提出された書類について、龍ヶ崎市情報公開条例(平成9年龍ヶ崎市条例第33号)の規定に基づき、同条例第9条に規定する公開しないことができる情報を除き、公開するものとする。
- (9) 本プロポーザルに使用する言語は日本語、単位は測量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (10) 参加申込者又は提案者は、審査結果に対し、異議申立てを行うことはできない。

14. 担当部署(プロポーザル選定委員会事務局)

〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地

龍ヶ崎市総合政策部秘書広聴課広報・プロモーショングループ 担当:関口

TEL 0297-64-1111(内線369)

FAX 0297-60-1583

E-mail hisyo@city.ryugasaki.lg.jp